

久喜市議会

令和4年6月定例会議追加議案

(令和4年7月7日上程)

## 議 案 目 録

議案第 4 0 号	令和 4 年度久喜市一般会計補正予算（第 5 号） について .....	1
議案第 4 1 号	令和 4 年度久喜市水道事業会計補正予算（第 1 号）について .....	2
議案第 4 2 号	久喜市副市長の選任について .....	3
議案第 4 3 号	久喜市人権擁護委員の推薦につき意見を求める ことについて .....	4
議案第 4 4 号	久喜市人権擁護委員の推薦につき意見を求める ことについて .....	5
議案第 4 5 号	久喜市人権擁護委員の推薦につき意見を求める ことについて .....	6
議案第 4 6 号	久喜市人権擁護委員の推薦につき意見を求める ことについて .....	7
報告第 8 号	専決処分の報告について（器物破損事故による 損害賠償の額を定めること） .....	8

議案第40号

令和4年度久喜市一般会計補正予算（第5号）について

令和4年度久喜市一般会計補正予算（第5号）を別冊のとおり提出する。

令和4年7月7日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第 4 1 号

令和 4 年度久喜市水道事業会計補正予算（第 1 号）について

令和4年度久喜市水道事業会計補正予算(第1号)を別冊のとおり提出する。

令和 4 年 7 月 7 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第42号

久喜市副市長の選任について

久喜市副市長に次の者を選任することについて、議会の同意を求める。

住 所 久喜市南1丁目9番25号

氏 名 さか まき やす し  
酒 卷 康 至

生年月日 昭和33年12月2日

令和4年7月7日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

久喜市副市長川上和宏の任期が令和4年7月31日で満了となるため、後任を選任することについて議会の同意を得たいので、地方自治法第162条の規定により、この案を提出するものであります。

議案第43号

久喜市人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

久喜市人権擁護委員として次の者を推薦したいので、議会の意見を求める。

住 所 久喜市桜田3丁目8番1-205

氏 名 なか むら き み こ  
中 村 喜 美 子

生年月日 昭和32年2月13日

令和4年7月7日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

久喜市人権擁護委員中村喜美子の任期が令和4年9月30日で満了となるため、後任を推薦することについて議会の意見を求めたいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、この案を提出するものであります。

議案第 4 4 号

久喜市人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

久喜市人権擁護委員として次の者を推薦したいので、議会の意見を求める。

住 所 久喜市間鎌27番地

氏 名 ばん どう けい こ  
板 東 恵 子

生年月日 昭和27年1月3日

令和 4 年 7 月 7 日 提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

久喜市人権擁護委員板東恵子の任期が令和4年9月30日で満了となるため、後任を推薦することについて議会の意見を求めたいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、この案を提出するものであります。

議案第45号

久喜市人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

久喜市人権擁護委員として次の者を推薦したいので、議会の意見を求める。

住 所 久喜市吉羽3丁目7番地8

氏 名 ます やま のり こ  
益 山 典 子

生年月日 昭和34年2月8日

令和4年7月7日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

久喜市人権擁護委員益山典子の任期が令和4年9月30日で満了となるため、後任を推薦することについて議会の意見を求めたいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、この案を提出するものであります。



議案第46号

久喜市人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

久喜市人権擁護委員として次の者を推薦したいので、議会の意見を求める。

住 所 久喜市本町8丁目6番63号

氏 名 まつ むら のり え  
松 村 孝 江

生年月日 昭和40年7月9日

令和4年7月7日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

久喜市人権擁護委員松村孝江の任期が令和4年9月30日で満了となるため、後任を推薦することについて議会の意見を求めたいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、この案を提出するものであります。

報告第8号

専決処分の報告について（器物破損事故による損害賠償の額を定めること）

器物破損事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、報告する。

令和4年7月7日提出

久喜市長 梅 田 修 一

## 専 決 処 分 書

次のとおり器物破損事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、専決処分する。

- 1 損害賠償額 364,772 円
- 2 相手方 ○○○○○○○○○○○  
○ ○ ○ ○

### 3 事故の概要

令和4年5月16日午後3時20分頃、久喜市北青柳地内の相手方駐車場内において、職員が公用車を後退させたところ、車両の前方部分が同地内に駐車していた乗用車と接触し破損させた。

令和4年6月27日

久喜市長 梅 田 修 一